資料 16

# 計画の推進

# 1 市民及び関係機関等との連携

### (1)地域の人材との連携

少子化や核家族化の進行により、子育て世帯の孤立感や不安感が高まる中、子育て に関する市民の多様なニーズに対応するため、身近な地域において子育ての支援が受 けられるよう、子育て経験者等、地域の様々な子育てを支援する人材との連携を図り、 子育て支援を進めます。

#### (2) 関係機関等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設、小学校、その他子育てにかかわる関係機関等を含めて社会全体が連携することが必要です。

また、本計画に掲げる施策は、法律や制度に基づくものもあるため、国や大阪府との連携も必要です。

本計画の実施にあたっては、関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、家庭・地域・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援にかかわる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

## 2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、庁内関係部署を中心として具体的施策の進行状況について把握するとともに、「寝屋川市子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の実施状況について、点検、評価し、これを公表します。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保方策」に大きな開きが見られる場合、中間年度(令和4年度)を目安として、計画の見直しを検討します。